

乳児等通園支援制度（こども誰でも通園制度）の実施について

事業概要

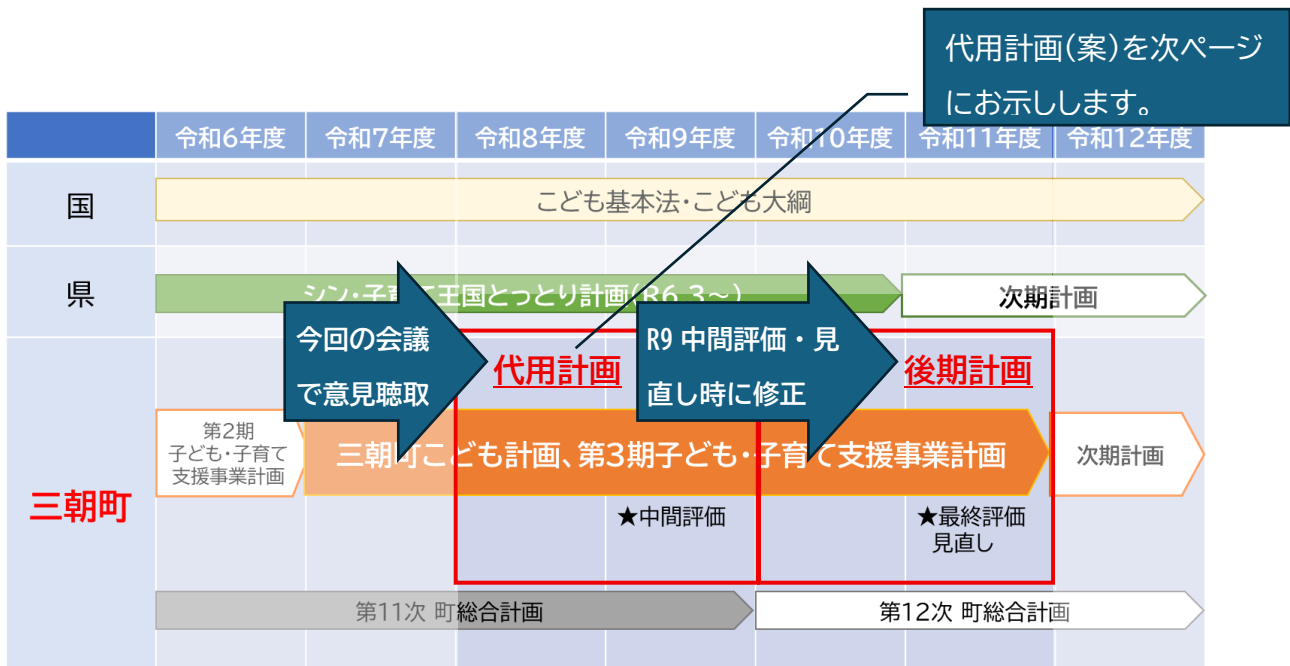
1. 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」（令和6年法律第47号）により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）において、乳児等通園支援事業が市町村による認可事業として位置づけられた。
2. この制度は「多様な働き方やライフスタイルに関わらず、誰もが気兼ねなく制度を利用できる『こどもまんなか社会』の実現」に向けた制度。
3. 「こどもの成長のため、そして社会全体でその子を見守るため」に作られた制度。

こども家庭庁が掲げる「3つの大きな目的」

1. 「孤立化の防止」 核家族化が進む中で、家庭だけで子育てをする「孤育て」を防ぐことを狙う。専業主婦・主夫家庭でも、保育の専門家とつながる接点を持ち、親の不安の解消を図る。
2. 「こどもの良質な成育環境の確保」 親の就労状況にかかわらず、すべてのこどもに集団生活の機会を提供する。他の子や保育士と関わることで、こどもの発達にポジティブな影響を与えている。
3. 「待機児童対策から、すべてのこどものための保育へ」 これまでの保育所は「親の就労等の理由で、家でこどもを見られない家庭（保育に欠ける）」のための場所だったが、それを「すべてのこどもが利用できる権利」へとシフトさせようとするもの。

「子ども・子育て支援法等の一部改正」に基づき本町計画を改正する必要がありますが、中間見直し（令和9年度）までは、「**代用計画**」での事業運営が可能とされました。よって、次の流れで改定することを提案します。

第3期三朝町子ども・子育て支援事業計画」の改正の流れ（案）



「第3期三朝町こども・子育て支援事業計画」の代用計画（案）の考え方

第4章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

(2) 人口推計

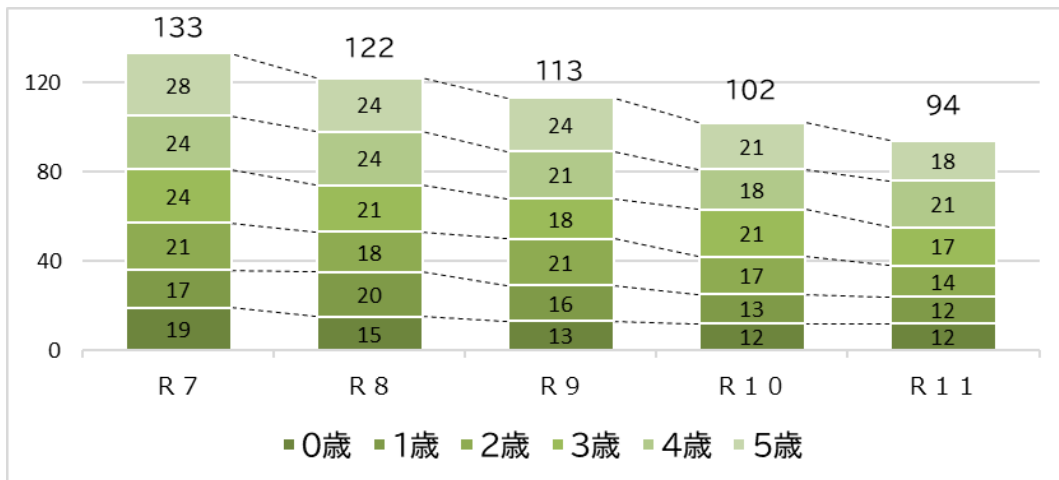
0-5歳の年齢階級別人口推計

推計値や保育所入所率等から算定した「生後6か月～3歳未満の未就園の児童」の予測は14人。

0歳から5歳の推計をみると、令和7年は133人と推測されますが、以降は出生数がほぼ横ばい状態で推移すると予測し、計画最終年にあたる令和11年では、令和7年から39人減少し94人になると見込まれます。
(資料：三朝町推計)

■ 0-5歳の年齢階級別人口推計（各年4月1日現在）

単位：人

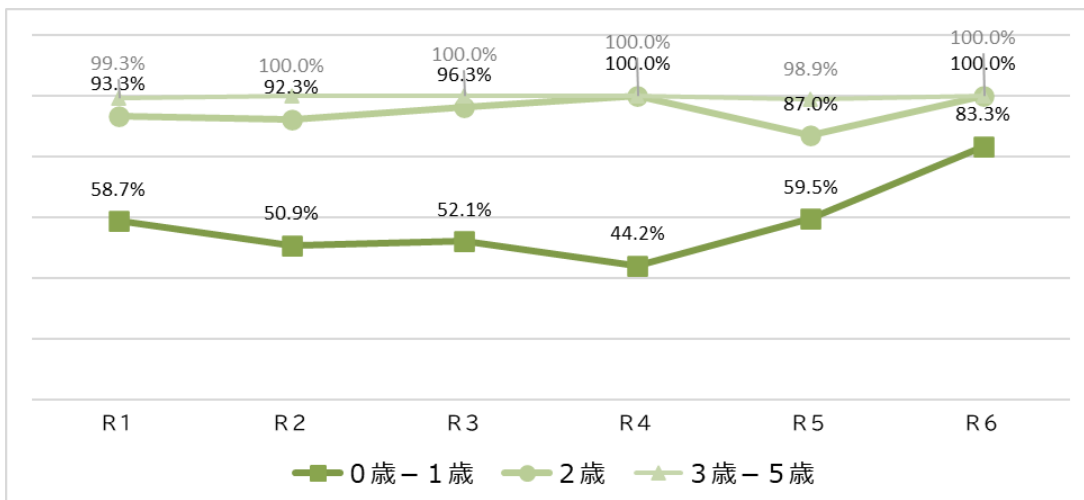


0-2歳、3-5歳の各人口における保育所入所率の推移

0歳から1歳の保育所入所率は顕著に増加し、令和6年には8割を超えています。2歳にはほぼ全員が保育所に入所しています。
(資料：三朝町集計)

■ 0-2歳、3-5歳の各人口における保育所入所率の推移（各年4月1日現在）

単位：人



第5章 教育・保育、地域こども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」

(14) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

計画の事業説明について、赤字のとおり加筆修正

この事業は、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、満6か月から満3歳未満の小学校就学前で未就園のこどもに、月一定時間月10時間までの枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度です。令和7年度に制度化、令和8年度から全国自治体において実施予定で、現在のところ、月一定時間とは10時間と仮定しています。本町では、令和8年4月より実施します。

■ 「量の見込み」に対する「確保の内容」と「実施時期」

国の算出方法(※印)により算定

上段: 14人×10時間/月

下段: 8時間×22日/月

区 分	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み (必要受け入れ時間数)		140 時間 /月	140 時間 /月	140 時間 /月	140 時間 /月
確保の内容 (受け入れ可能時間数)		176 時間 /月	176 時間 /月	176 時間 /月	176 時間 /月

※必要受け入れ時間数 = 対象年齢の未就園児数×10 時間/月

※受け入れ可能時間数 = 8時間×22 日/月

現在のところ、待機児童はなく保育・教育サービスは充足していますが、引き続き地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受け入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業と教育・保育との間でしっかり情報共有することができる体制整備に努めます。

幼稚園に対して、満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。

第7章 参考資料 事業概要について次の表を追加する

乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	<p>【概要】</p> <p>多様な働き方やライフスタイルに関わらず誰もが気兼ねなく利用できる制度として、全てのこどもに集団生活の機会を提供します。これにより、同年齢のこどもや保育士との関わりによりこどもの健やかな成長を促すことや、親の不安解消を図ります。</p> <p>【対象児童】</p> <p>0歳6ヶ月から満3歳未満の未就園児</p> <p>【利用日】</p> <p>月～金曜日</p> <p>【利用時間】</p> <p>9：30～16：00</p> <p>こども1人あたり月10時間まで</p> <p>1時間単位で利用可能 ※端数が生じた場合は、1時間に切り上げる</p> <p>【利用料金】</p> <p>1時間300円</p> <p>※生活保護世帯、市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯は減免する</p> <p>【実施施設】</p> <p>みさきこども園 ※空き枠を活用する「余裕活用型」で実施</p>
---------------------------	--

その他、事業運営について

1. 利用方法

定期利用又は柔軟利用（定期的ではない）から選択できる。

2. 事前面談

初回利用の前には、保護者と事前面談を行い、基本的事項の伝達とこどもの特徴や保護者の意向を把握する。

3. 親子通園

慣れるまで時間のかかるこどもに対し、利用の初期に親子通園を取り入れることを可能とする。（こどもの育ちの観点から、親子通園が長期間続かないよう留意も必要。）

4. 計画と記録

本事業の手引きを踏まえ、保育士はこどもの育ちに関する計画や記録を作成する。

5. 利用者の予約までの流れ

①保護者が町へ、申請書を提出

②町は「認定」又は「不認定」を決定し、保護者へ通知

③利用する際に、保護者は「こども誰でも通園制度総合支援システム」より予約

※今後、①②もシステムから操作が可能になる予定

6. その他

設備及び職員の基準は、国の運営基準に基づき条例で定める（12月及び3月町議会に上程）。

提供する支援の内容、非常災害対策、職員体制や員数等は、運営規程等に基づき行う。

特別な支援が必要な親子、要支援家庭、障害児や医療的ケア児に配慮する。

食事（アレルギー食含む）の提供を行う。

対象となる家庭へ広く周知を行う。（令和8年3月末～）